

# 宍粟市結婚新生活支援事業補助金

## 新婚カップルの新生活スタートを 応援します！

宍粟市では、新婚世帯の住宅の取得、賃貸借費用や引越費用の実費に対し、上限 30 万円まで助成する「結婚新生活支援事業」を実施しています。



### 1 補助金を受給できる方

次のすべての項目に当てはまる新婚世帯が対象です。

- ① 令和3年1月1日以降に婚姻届を提出し、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- ② 夫婦ともに交付申請時において住民票が宍粟市内にあること。
- ③ 夫婦の前年所得の合計額が400万円未満であること。  
(結婚を機に離職された場合は別途ご相談ください。また、奨学金を返還している場合は、奨学金の年間返済額を所得から控除できます。)
- ④ 新婚世帯全員が宍粟市の市税等を滞納していないこと。
- ⑤ 夫婦ともに過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。
- ⑥ 夫婦ともにこの補助金以外で国の住宅取得に係る補助金等の交付を受けていないこと。

### 2 補助金の対象となる費用

新婚世帯が自己の居住用に令和3年1月1日から令和4年3月31日までに支払った次の費用が対象です。ただし、対象となる住宅が宍粟市内にあることが条件です。(婚姻継続中の費用に限ります。)

- ①住宅取得費 新たに市内で住宅を取得した費用
- ②住居貸借費 宍粟市内の賃貸住宅を賃借するために要した費用(月額賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等)

※ただし、社宅、寮は対象となりません。また、勤務先から住宅手当を受給されている場合は月額賃料から住宅手当額を除いた額が対象となります。

- ③引越費用 引越業者や運送業者に支払った費用

※ただし、不用品の処分費用や自分でレンタカーを借りて引っ越しした場合、友人等に頼んで引っ越しした場合は対象になりません。また、勤務先から引越費用を受給されている場合は、補助対象となる経費からその額を除いた額が対象となります。



### 3 補助金の額

1世帯あたり 最大30万円



### 4 申請に必要な書類

【共通】※書類は原本を確認させていただいたうえで必要に応じてコピーをいただきます。

- ・ 宍粟市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 同意書兼誓約書（様式第2号）
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 戸籍謄本（婚姻日以降のもの）
- ・ 夫婦ふたりの所得証明書
- ・ 離職票又は無職・無収入申立書兼誓約書（様式第2号）※結婚を機に離職した場合のみ必要
- ・ 貸与型奨学金の返還額が分かる書類 ※奨学金を返還している場合のみ必要

【住宅取得の場合】

- ・ 住宅物件の売買契約書又は請負契約書の原本
- ・ 住宅取得に係る領収書原本又は支払った金額等必要な事項が確認できるもの

【住宅賃借の場合】

- ・ 住宅物件の賃貸借契約書の原本
- ・ 住宅賃借に係る領収書原本又は支払った金額等必要な事項が確認できるもの
- ・ 住宅手当等支給証明書

【引越費用を支払った場合】

- ・ 引越業者や運送業者に支払った引越費用に係る領収書原本又は支払った金額等必要な事項が確認できるもの（必要に応じて住宅手当等支給証明書）

### 5 その他（補助金の交付時期等）

補助金の交付申請（請求）を受け付けた後、審査し補助金を支払います。

【住宅取得の場合】 審査完了後、1か月以内を目途に支給

【住宅賃借の場合】 入居諸費用に係る補助金：審査完了後1か月以内に支給

月額賃料等に係る補助金：4月から9月分(上半期分)は10月に支給予定

10月から3月分(下半期分)は4月に支給予定

※補助金は指定された口座に振り込みます。



担当窓口：宍粟市 健康福祉部 社会福祉課（宍粟市役所北庁舎4階）

〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5-15

TEL 0790 (63) 3067 FAX 0790 (63) 3140

E-mail jidofukushi-kk@city.shiso.lg.jp